

無期・有期雇用派遣社員 慶弔休暇及び慶弔手当・見舞金取扱規程

第1条 (対象者)

1. 本規程の対象者は、慶弔事由発生日・慶弔休暇取得日・手当等支給日に雇用契約があり且つ事由発生日において継続勤務3年以上の無期・有期雇用派遣社員（以下、派遣社員という）とする。
2. 継続勤務とは雇用契約の終了日と次の開始日が30日以内の場合をいう。

第2条 (慶弔休暇)

1. 有給とする。
2. 結婚は法律上の婚姻を対象とする
3. 配偶者、子、実父母は法律上の婚姻及び戸籍上の血縁者を対象とする。
4. 支給条件および付与日数は以下の通りとする

(所定就業日が週5日以上の場合)

事由	日数	申請及び取得期限
本人の結婚	2	入籍日から1ヶ月以内
配偶者・子・実父母の死亡	2	死亡日から1ヶ月以内

(所定就業日が週4日以下の場合)

事由	日数	申請及び取得期限
本人の結婚	1	入籍日から1ヶ月以内
配偶者・子・実父母の死亡	1	死亡日から1ヶ月以内

5. 支給金額は事案発生日の就業条件を基に1日につき契約内の就業時間分の金額（課税対象）とする。
6. 支給日は申請後最初の給与締日に基づく給与支払日とする。

第3条 (慶弔手当・見舞金)

1. 手当・見舞金の支給日は申請後最初の給与締日に基づく給与支払日とする。
2. 申請期限は入籍日、出産日、死亡日から1ヶ月以内とする。
3. 結婚は法律上の婚姻を対象とする
4. 配偶者、子、実父母、遺族は法律上の婚姻及び戸籍上の血縁者を対象とする。
5. 支給条件および支給金額（課税対象）は以下の通りとする

勤続年数	種別	事由	金額
5年超	慶弔手当	本人の結婚	10,000
		本人または配偶者の出産 (ひとりにつき)	5,000
		配偶者・子・実父母の死亡	5,000
	見舞金	本人の死亡(支払先:遺族)	10,000
3年超 5年以内	慶弔手当	本人の結婚	5,000
		本人または配偶者の出産 (ひとりにつき)	3,000
		配偶者・子・実父母の死亡	3,000
	見舞金	本人の死亡(支払先:遺族)	5,000

第4条（申請方法）

1. 慶弔休暇及び慶弔手当・見舞金は、ホームページ内に開示している申請方法に基づき、派遣社員自らが申請するものとする。

附則

- 1.) この規程は令和2年4月1日から実施する。